

2019年度 用度分会要求書への回答について

要 求 項 目	回 答
<p>1. 従前からの労使慣行を尊重し、労働条件の改変については事前協議制を遵守し、遅滞なく協議を行い、一方的実施は行わないこと。</p> <p>2. 時間外勤務の縮減を図ること。</p> <p>3. アウトソーシングを検討する場合、その他すべての理由により勤務・労働条件に変更が伴う場合には、事前に協議を行うこと。</p> <p>4. 各職場の業務量、業務内容に見合った人員配置を行うこと。また、職員の退職や異動がある場合は、人員の速やかな補充を行い、職員の勤務・労働条件の低下を招くことがないよう努めること。</p> <p>5. 限られた人員体制の状況においても業務が円滑に遂行できる体制を構築するなど、職員の勤務・労働条件の低下を招くことがないよう努めること。</p> <p>6. 各職場の労働安全対策の徹底に努めること。</p>	<p>1. 皆様方との良き労使関係につきましては、今後とも維持してまいりたいと考えております。今後とも、勤務労働条件に関わるものにつきましては、十分な協議のうえ実施してまいります。</p> <p>2. 当課では毎月のグループ長会議で、時間外勤務について実績の報告を行うとともに、適正な労務管理の周知徹底を図り、時間外勤務の縮減に取り組んでいるところです。</p> <p>3. アウトソーシングの検討など、勤務・労働条件に変更が生じる場合には皆様方と十分協議してまいります。</p> <p>4. 今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでまいります。</p> <p>5. 今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでまいります。</p> <p>6. 今後とも各職場の労働安全対策の徹底に努めてまいります。</p>